

報告事項No. 15

史跡橋樹官衙遺跡群第2期保存活用計画(素案)・史跡橋樹官衙遺跡群第2期整備基本計画(素案)の策定について

1 橋樹官衙遺跡群の概要

橋樹官衙遺跡群は、古代武蔵国橋樹郡の役所跡である「千年伊勢山台遺跡 [橋樹郡家(ぐうけ)跡]」(高津区千年)と、その西側に隣接する古代寺院跡である「影向寺遺跡」(宮前区野川本町)から構成されている。本遺跡群は、7世紀後半の地方行政組織である評(ひょう)の役所の成立の背景や構造、そこから郡家へと発展する過程やその後の廃絶に至るまでの経過をたどることができる稀有な遺跡であり、古代橋樹郡における7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27(2015)年3月に川崎市初の国史跡に指定された。



橋樹歴史公園

平成29(2017)年に「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」(以下「第1期保存活用計画」という。)、平成30(2018)年に「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」(以下「第1期整備基本計画」という。)を策定後、令和6(2024)年5月に、飛鳥時代の倉庫を全国で初めて復元した「橋樹歴史公園」をオープンし、市民の憩いの場として利用されている。

2 計画見直しについて

令和5年(2023)の発掘調査で、第1期整備基本計画に基づく整備内容と異なる成果を発見した。史跡橋樹官衙遺跡群を取巻く環境の変化や、発掘調査で得られた遺跡の新たな知見等を踏まえ、貴重な遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、橋樹官衙遺跡群調査整備委員会や文化庁の指導を受けつつ、第1期整備基本計画を改定することにした。また併せて、第1期整備基本計画と対応する第1期保存活用計画の内容についても改定することとした。

3 史跡橋樹官衙遺跡群第2期保存活用計画の主な改定内容

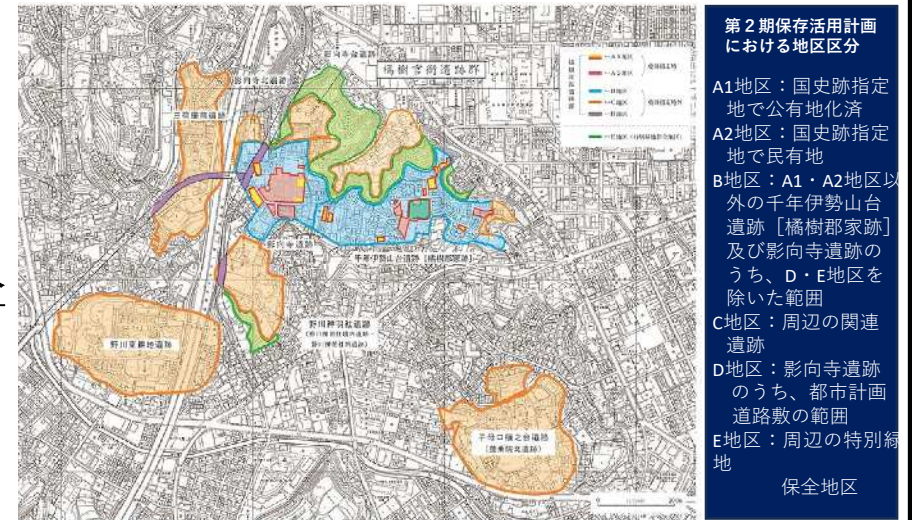
(1) 保存活用計画

- ・史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値や魅力を広く周知するため、史跡の適切な「保存管理」、「活用」、「整備」、「管理運営体制」等についてのマスタープラン。

(2) 計画期間 令和8(2026)年度～令和19(2037)年度(12年間)

(3) 橋樹官衙遺跡群の保存管理(第6章)

- ・近年実施した調査で、橋樹郡家跡及び古代寺院跡の範囲がより詳細に明らかになってきたことから、その成果に基づき、地区区分を修正する。
- ・橋樹官衙遺跡群は、本市にとって非常に高い歴史的価値を有しており、将来にわたり保存・整備・活用を進めていくことが重要であることから、遺跡の保存方法及び公有地化の方針を定める。



地区区分図

(4) 橋樹官衙遺跡群の活用(第7章)

- ・橋樹郡家正倉院及びその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、また、郡家の政務や儀礼、役人達の活動の様子について想像してもらおうなど、楽しく史跡に触れ合ってもらえる取組を行う。

(5) 橋樹官衙遺跡群の整備(第8章)

- ・史跡整備については、必要な機能等の視点を持ちながら、全体として郡家や古代影向寺等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。
- ・狭小等の理由で計画的な整備の実施が困難な公有地化済の用地については、周辺用地の公有地化の見通しや費用対効果等を考慮しながら、必要に応じて、暫定的な対応を行う。

地区区分	方針	考え方
A1地区		・既に公有地化済。
A2地区	状況に応じて公有地化を図る	・基本的に、現状保存(地下に遺跡を保存した状態)として取扱う。 ・ただし、寺院地を除く民有地については、地権者からの要請があれば優先的に公有地化することを条件に土地指掌の同意を得ていることから、地権者からの要請に応じて、国庫補助等を活用した公有地化を図る。 ・また、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡価値の引当範囲を踏まえ、地権者及び関係者等との協議を行い、国庫補助等を活用した公有地化を図る。
B地区	原則公有地化しない	・現状保存(地下に遺跡を保存した状態)として取扱い、公有地化しない。 ・ただし、郡家及び古代寺院に隣接する遺構等が確認されている区域、又は、調査等によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域で、地権者の都合により、現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法を踏まえ、必要に応じて、地権者及び関係者等との協議を行い、国史跡への追加指定(A2地区への編入)及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。
C地区	公有地化しない	・現状保存(地下に遺跡を保存した状態)として取扱い、公有地化しない。 ・また、調査等により、新たに遺構等が確認された場合には、原則、記録保存で対応する。
D地区	公有地化しない	・現状保存(地下に遺跡を保存した状態)として取扱い、公有地化しない。 ・なお、当該地区は、都市計画道路予定地であることから、整備に自前で事業化する状況になった場合には、関係機関等と協議を行い、改めて取扱いを決定する。
E地区	公有地化しない	・特別緑地保全地区として、すでに一定程度公有地化され、緑地保全が図られていることから、遺跡の保存に影響を及ぼす可能性は低く、公有地化しない。

公有地化の方針

4 史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画の主な改定内容

(1) 整備基本計画

- ・史跡橘樹官衙遺跡群の保存・整備に関する基本方針及び整備目標を示す計画。

(2) 計画期間 令和8(2026)年度～令和19(2037)年度(12年間)

(3) 整備の基本計画(第5章)

- ・近年の調査で橘樹郡家の主要施設や古代寺院の広がりが明らかになってきたことから、原則、郡家や寺院の施設の広がりに基づきゾーン範囲及びゾーン名を修正する。

- ・ガイダンス施設については、現在、有効かつ効果的に運用する

ことが可能な土地・建物の有無について調査・検討中であることから、運用可能な土地・建物がみつき、設置についての庁内調整等ができるまでの間は、様々なガイダンス機能を充実させることで対応する。

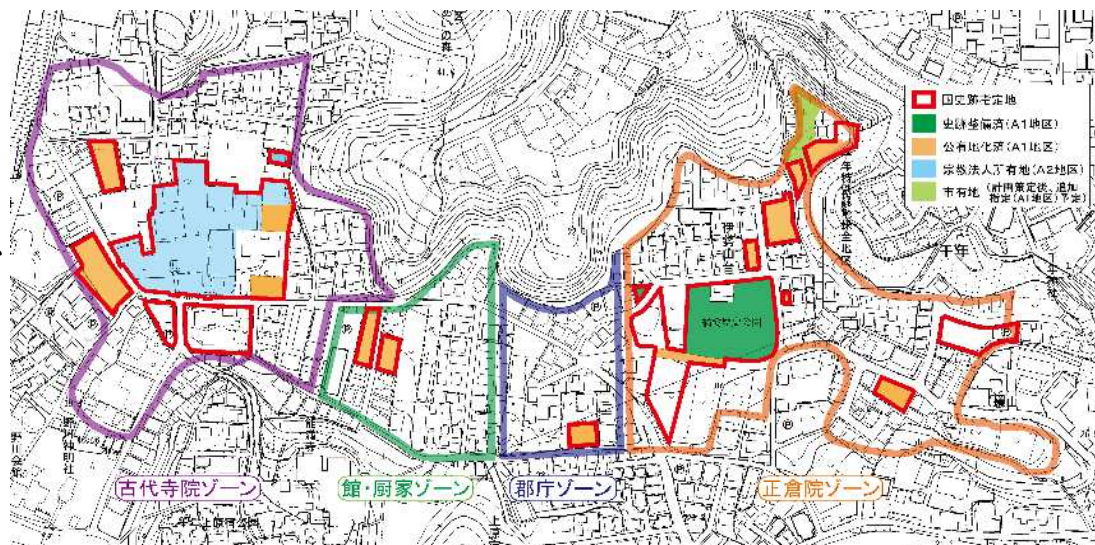
(4) 史跡整備計画(第6章)

史跡整備を優先的に実施する要件に基づき、公有地化した土地について計画的に有効活用を図っていく。

(ア) 令和8～10(2026～2028)年度: 古代寺院ゾーン・正倉院ゾーンの整備

(イ) 令和11～13(2029～2031)年度: 正倉院ゾーンの整備

(ウ) 令和14～19(2032～2037)年度: A1地区で優先順位を付けつつ、庁内で整備場所及び内容を決定する。



ゾーン範囲及びゾーン名

第2期保存活用計画における地区区分案

- A1地区: 国史跡指定地で公有地化済
- A2地区: 国史跡指定地で民有地
- B地区: A1・A2地区以外の千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影響寺遺跡のうち、D・E地区を除いた範囲
- C地区: 周辺の関連遺跡
- D地区: 影響寺遺跡のうち、都市計画道路敷の範囲
- E地区: 周辺の特別緑地保全地区



史跡整備地①(影向寺ゾーン)整備計画案

① 整備スケジュール (前半6カ年 (令和8~13年度))

▼令和8(2026)~10(2028)年度

古代寺院ゾーンのA1地区に位置する**史跡整備地①**、及び、正倉院ゾーンに位置する**史跡整備地②**における整備の実施(基本設計、実施設計、整備工事等)

▼令和11(2029)~13(2031)年度

正倉院ゾーンに位置する**史跡整備地③**における整備の実施(基本設計、実施設計、整備工事等)

② 整備スケジュール (後半6カ年 (令和14~19年度))

歴史公園との関係性や**史跡整備(史跡整備地①~③)**完了後の市民の活用状況等を踏まえ、整備場所及び整備内容を決定する。



史跡整備地②・③(正倉院ゾーン)整備計画案

※この整備計画はイメージであり、遺構・ベンチ・植栽等の整備内容については、基本設計及び実施設計で改めて検討し、維持管理を考慮しながら、詳細を決定する。

5 今後の主なスケジュール

令和7年11月21日又は25日 文教委員会

令和7年11月26日(水)~令和7年12月25日(木) パブリックコメントの実施(30日間)

令和8年3月 教育委員会会議において計画決定

令和8年4月~ 計画に基づく取組開始、文化庁に計画決定報告